

二輪車リサイクルシステム

販売店マニュアル

全軽自協ホームページ掲載用



乗らなくなったら、再資源化。
オートバイを愛する人たちみんなの責任です。

お問合せ先

二輪車リサイクルコールセンター 受付時間: AM9:30~PM5:00(土日・祝日・年末年始等を除く)

☎050-3000-0727  050-3000-0729

一般社団法人全国軽自動車協会連合会(全軽自協)

住所 〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館11階 <https://www.zenkeijikyo.or.jp/nirin/>

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(JARC)

住所 〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館11階 <https://www.jarc.or.jp/>

全軽自協作成
廃棄二輪取扱店用2023.12



●はじめに

本マニュアルは、廃棄二輪車取扱店がお客様から処理再資源化を依頼された廃棄二輪車を、製造事業者等が実施する二輪車リサイクルシステムに引渡す際に、必要な手順を説明するものです。

◇二輪車業界に求められていること

わが国の経済発展にともなう重要な課題として、消費社会がもたらした廃棄物の問題があります。二輪車においても不法投棄や路上放置車両が発生していると推定され、我々二輪車業界の責務として不法投棄や路上放置を防止するとともに、廃棄二輪車の適正な再資源化(リサイクル)が求められています。

◇二輪車リサイクルシステム自主取組みについて

国内メーカー4社及び参加輸入事業者(以下、製造事業者等)は、2004年10月より、国内に販売した二輪車が廃棄二輪車となった際に、適正に処理再資源化を行う目的で二輪車リサイクルシステムを運営し、二輪車の再資源化にご理解をいただいた廃棄二輪車取扱店の協力により、自主取組みとして安定的な運用を行っています。国からもセーフティネットとして高い評価を得ており、多くの自治体が二輪車リサイクルシステムを住民に案内し活用しています。

二輪車リサイクルマーク(以下、Rマーク)が貼付されていないものを含め、リサイクル料金を徴収することなく実施しています。(廃二店が指定引取場所まで運搬する場合の実費用は請求できます。)

お客様からより一層の信頼を得ることができる二輪車業界を目指し、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

留意点

2011年10月より、Rマーク無車のリサイクル料金も無料となりました。
また、制度開始時の管理票は、現在使うことができません。

【変更点】

- ・Rマーク無車:リサイクル料金無料
- ・管理票:

旧

制度開始時の管理票(表紙 青インク印刷)は、現在使うことはできません。



1. 二輪車リサイクルシステムの概要

- 1-1 二輪車リサイクルシステムの概要……………2
- 1-2 二輪車リサイクルシステムのフロー図……………2～3

2. 廃棄二輪車取扱店の業務

2-1 使用済み二輪車の引取り相談

- ステップ1. 二輪車リサイクルシステムを利用するかどうかの確認……………5
- ステップ2. リサイクルを希望する場合に負担いただく料金の説明……………5
- ステップ3. 排出手続きに必要な書類等の説明……………6
- ◇使用済み二輪車の引取り相談に関するQ&A……………7

2-2 持込み車両の確認

- ステップ1. 引取対象車両かどうかの確認……………8
- ステップ2. 引取基準の具備を確認……………9
- ◇ちょっとひと息 二輪車リサイクルマーク(Rマーク)について……………9

2-3 管理票の取扱い

- ステップ1. 管理票の説明……………10～15
- ステップ2. 管理票の起票……………16～21

2-4 指定引取場所への引渡し

- ステップ1. 指定引取場所への運搬……………22
- ステップ2. 車両の引渡し……………23
- ステップ3. 二輪車リサイクル管理票控の受取り……………23

- ◇問合せ・確認先等一覧……………24～25
- ◇二輪車リサイクル管理票注文書……………26
- ◇事業者収集運搬依頼管理票注文書……………27
- ◇二輪車リサイクルパンフレット注文書……………28
- ◇二輪車リサイクル参加事業者一覧……………29

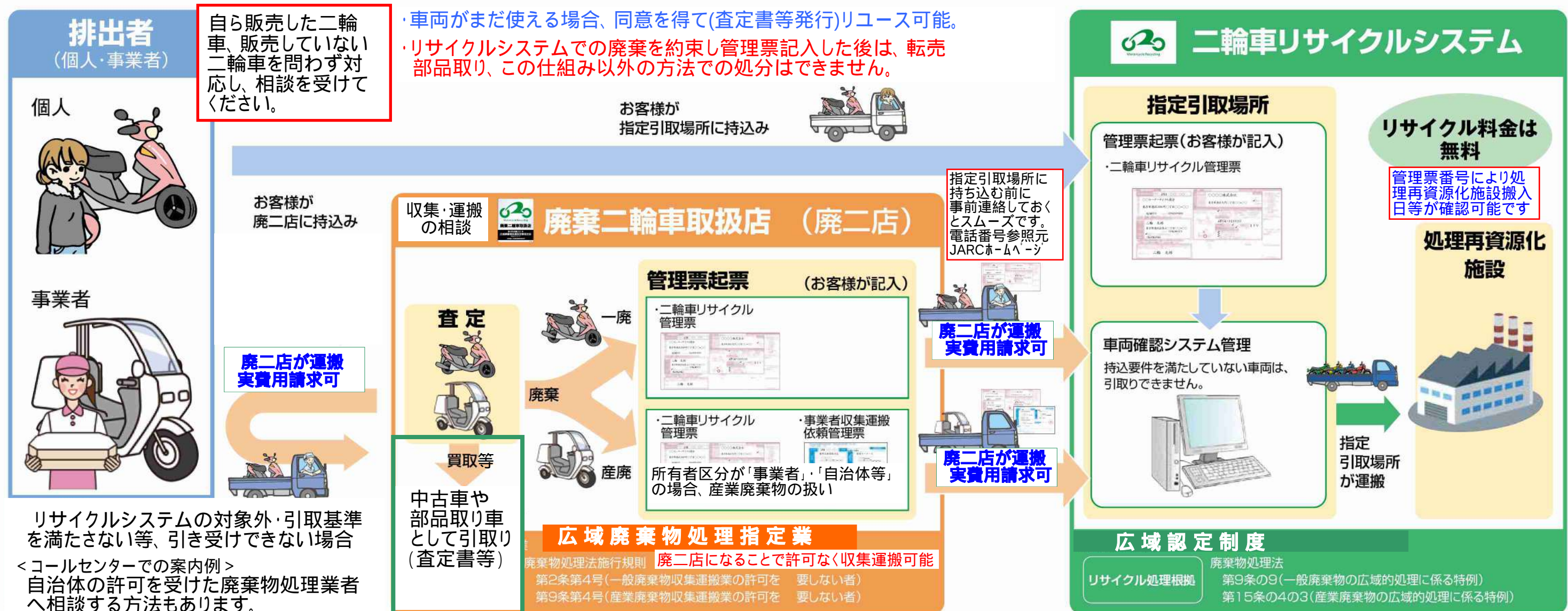


1. 二輪車リサイクルシステムの概要

1-1 二輪車リサイクルシステムの概要

- ◎廃棄物処理法の特例である広域認定制度と広域廃棄物処理指定業の指定を組合わせ、使用済み二輪車の所有者が排出しやすいシステムとしています。
- ◎本システムは廃棄二輪車取扱店が、お客様の使用済み二輪車を査定し、中古車や中古部品として再利用(リユース)できない車両を廃棄二輪車として引取り、製造事業者等が設置した指定引取場所に廃棄二輪車の引渡しを行います。指定引取場所に引渡された廃棄二輪車は、処理再資源化施設で適正に再資源化(リサイクル)されます。
- ◎本システム開始以降に製造事業者等が国内に販売した二輪車には、Rマークを貼付し、廃棄時にリサイクル料金を徴収しない仕組みとしています。2011年10月以降は、再資源化の更なる促進、不法投棄の防止を目的に、Rマークが貼付されていない車両も、廃棄時にリサイクル料金を徴収せず、リサイクルを実施しております。
- ◎本システムでは、廃棄二輪車を指定引取場所まで運搬を依頼された場合、実費用を排出者に負担していただきます。
- ◎廃棄二輪車の物流・情報管理を、二輪車リサイクル管理票に基づき行います。

1-2 二輪車リサイクルシステムのフロー図



廃棄二輪車取扱店とは (廃二店)

廃棄物処理法施行規則第二条第四号及び第九条第四号にて、「廃自動車及び廃原動機付自転車」を処理する者として指定された全軽自協が管理する「廃棄二輪車取扱店名簿」に登録されている二輪車販売店をいいます。廃棄二輪車取扱店証(店頭掲示ステッカー)を必ず店頭掲示してください。廃棄二輪車取扱店は、廃棄物処理業の許可を取ることなく、お客様の廃棄二輪車を、収集・運搬することができます。廃棄二輪車取扱店は、全軽自協ホームページ又はコールセンターにて紹介します。

廃棄二輪車とは

所有者が廃棄を決め、廃車手続きが完了した二輪車です。

広域認定制度とは

循環型社会形成推進基本法の制定、資源有効利用促進法の改正により、製品の製造事業者等によるリサイクルの促進が求められるようになりました。(拡大生産者責任)

このため、環境省令で定める廃棄物の処理を当該製品の製造事業者等が広域的に行うことを認定し、廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可を不要とする廃棄物処理法の特例制度が設けられました。

(一般廃棄物:法第九条の九、産業廃棄物:第十五条の四の三)

2. 廃棄二輪車取扱店の業務

以下の手順に沿った業務を行なってください。

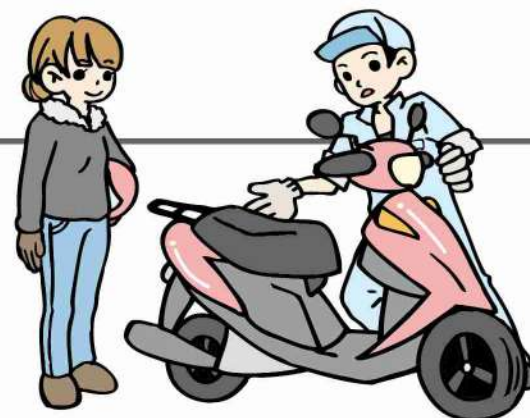
2-1 使用済み二輪車の引取り相談 (P5~7)

- ステップ1 二輪車リサイクルシステムを利用するかどうかの確認
- ステップ2 リサイクルを希望される場合に負担いただく費用の説明
- ステップ3 排出手続きに必要な書類等の説明



2-2 持込み車両の確認 (P8~9)

- ステップ1 引取対象車両かどうかの確認
- ステップ2 引取基準の具備を確認



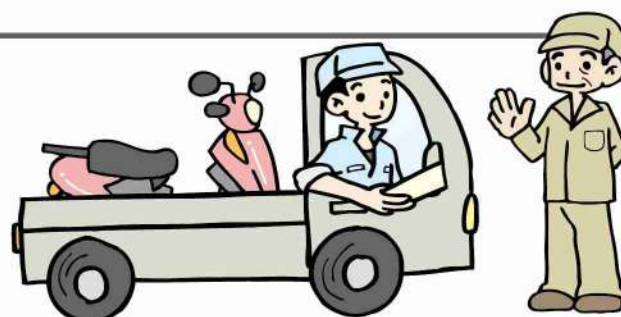
2-3 管理票の取扱い (P10~21)

- ステップ1 管理票の説明
- ステップ2 管理票の起票



2-4 指定引取場所への引渡し (P22~23)

- ステップ1 指定引取場所への運搬
- ステップ2 車両の引渡し
- ステップ3 二輪車リサイクル管理票控の受取り



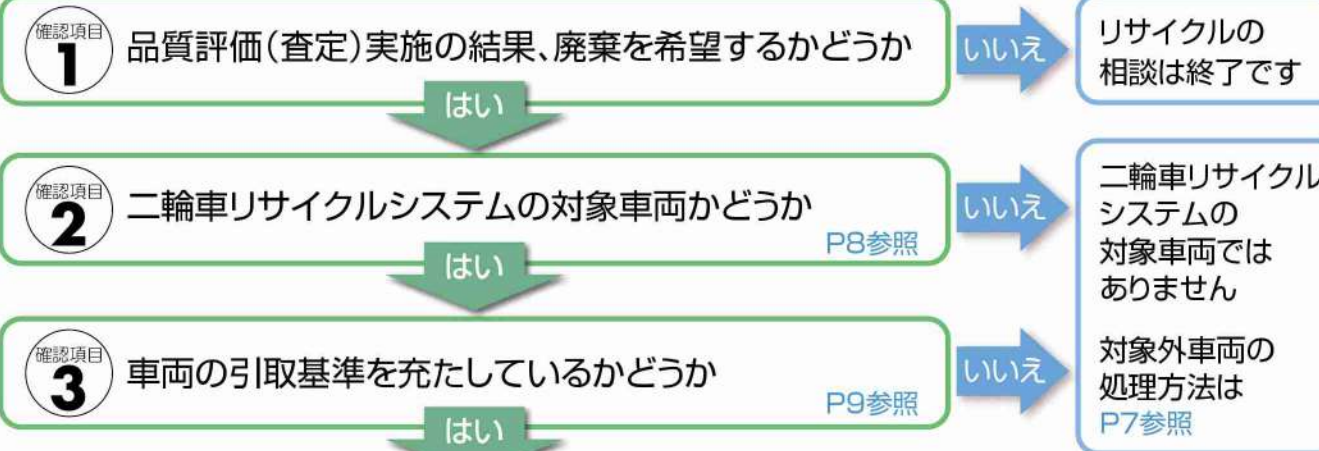
2-1

使用済み二輪車の引取り相談

廃棄二輪車取扱店は、お客様(排出者)から使用済み二輪車の引取依頼があった場合、自ら販売した二輪車、販売していない二輪車を問わず、相談を受付けます。

ステップ1 二輪車リサイクルシステムを利用するかどうかの確認

確認する内容



二輪車リサイクルシステムの対象となります

ステップ2 リサイクルを希望する場合に負担いただく料金の説明

廃棄二輪車のリサイクル料金

廃棄時にリサイクル料金を徴収することはありません。

留意点

- ① Rマーク有車は、メーカー希望小売価格にリサイクル費用の一部を織込んでおり、廃棄時に新たな料金の負担はありません。
- ② Rマーク無車であっても、システム開始から7年後の2011年10月以降に、指定引取場所へ持込まれた車両について、リサイクル料金を徴収しないことを国と合意しています。
(経済産業省3R政策・廃棄物処理リサイクルガイドラインにて公表済み)

廃車手続きや廃車処理に関わる実費用

廃棄二輪車取扱店が、排出者が持込んだ廃棄二輪車を指定引取場所まで運搬する場合、自店にて適正な料金(実費)を設定し、請求してください。

排出者から引取りを依頼された場合も、別途、適正な 実費用 を請求してください。

留意点

- ① 費用については あらかじめ、排出者に提示してください。
- ② 排出者が、直接、指定引取場所へ持込むことになった場合、直接持込の要件を、コールセンターで確認するよう、案内してください。

ステップ 3 排出手続きに必要な書類等の説明

説明する内容

1. 所有者が判る書類が必要となります。

	原 付	軽 二 輪	小 型 二 輪
廃車手続きが完了している場合	廃車申告受付書	軽自動車届出済証 返納証明書	自動車検査証 返納証明書
廃車手続きが完了していない場合	標識交付証明書	軽自動車届出済証	自動車検査証
登録・届出関連書類を紛失した場合	自賠責保険証明書、納税証明書 排出者の名前が記載してある場合は、所有者確認書類とみなします。		

※書類を全て紛失した場合や競技用車両の場合はP7参照

2. 所有者本人が排出者となり、手続きを行うことが原則です。

車両の所有者本人が持込めるか、確認をしてください。

車両の所有者以外の方が持込みを希望する場合は、

- ・業務用車両等で法人名や代表者名で登録された車両を、従業員が処分する場合
- ・所有者の家族の場合
- ・譲渡を受けた者が、名義変更を怠って使用していた場合

上記の他、ローンが未完済で所有権が留保されている場合、盗難車両等である場合が考えられます。

このため、「所有者より廃棄及び処理再資源化に関する一切の権限を付与された者」として、所有者との間に問題が生じた場合の全責任を負う旨の誓約文に、店頭で署名をいただけるか確認をお願いします。（拒む場合は引取りを断ってください。）

留意点

盗難車両、ローン未完済車両の場合は、原則として引取りを断ってください。
但し、貴店がその事実を知らず、排出者が誓約文に署名をした場合はこの限りではありません。

※個人の土地等(私有地)に放置された車両を処理する場合はP7参照

3. 排出者の本人確認書類が必要となります。

免許証、健康保険被保険者証等、個人を特定する番号が付与された 証明書類（社員証、学生証可）を持参いただくよう案内してください。

4. 廃車手続きが完了していない車両の場合、指定引取場所に持込む前に、廃車手続きが必要となることを案内してください。

※廃車手続きは、一時抹消ではなく永久抹消手続きをお願いします。



使用済み二輪車の引取り相談に関するQ&A

Q 何故、本システムに参加する製造事業者等の製品以外は、このシステムで処理再資源化ができないのか。

2023年 現在の
参加事業者は7社

A 二輪車は、資源有効利用促進法にて、再資源化を求められている製品ですが、自動車や家電製品のような個別法による規制は受けていません。

このため、自主的に再資源化を行う趣旨に賛同した製造事業者等 が、本システムを準備し、運営コストを負担するとともに、再資源化費用の一部を製品価格に織込み、廃棄時に新たなリサイクル費用を徴収することなく、二輪車の再資源化を促進することとなりました。

また、廃棄物となった二輪車を収集・運搬し再資源化を行うためには、廃棄物の取扱いに関する業の許可が必要ですが、本システムに参加する製造事業者等については、環境省より、廃棄物処理法の特例である広域認定制度の活用が認められ、各社が環境省に申請し許可された製品に限って、業の許可無く、収集・運搬し処理再資源化を行うことが認められています。

従って、本システムに参加しない事業者の製品を取扱うことはできません。

Q 本システムの対象外車両や引取基準を満たさない車両について、廃棄を依頼された場合はどうすればよいのか。

A 廃棄二輪車取扱店は、広域廃棄物処理指定業の指定を受けているため、利益を目的とせず、全ての廃棄二輪車の収集・運搬を行うことが認められています。一般廃棄物（個人使用車両）の場合、解体業者へ引渡すことが可能です。産業廃棄物（業務用車両）の場合、排出者が交付した産廃マニフェストに記載された産廃業者に持込まなければなりません。

Q 産業廃棄物収集運搬業者から運搬を依頼された場合、誓約文に署名してもらえば引取ってよいのか。

A 断ってください。
廃棄物処理法上、産廃業者が委託を受けた廃棄物を、廃棄二輪車取扱店に持込むことはできません。

Q 登録書類の無い競技車両や書類を紛失した車両の場合は引取れないのか。

A 貴店が販売し、所有者が明確な車両については、貴店の顧客管理台帳、売買契約書の写しをもとに処理を受付けてください。貴店が販売していない車両の場合、コールセンターに相談するよう案内してください。コールセンターが確認し引取りを承諾する場合、コールセンター確認書を排出者に発行します。コールセンター確認書を所有者確認書類として引取ってください。

Q 個人の土地に放置された車両の引取り相談を受けたが、どうすればよいのか。

A コールセンターに相談をするよう案内してください。コールセンターが警察への相談経緯等を確認し、引取りを承諾した場合、コールセンター確認書を土地所有者に発行します。コールセンター確認書を所有者確認書類として引取ってください。

ご不明な点は、コールセンターに お問合せください。

2-2

持込み車両の確認

最新の参加事業者、引取対象車両、引取基準、電動車両の扱い等、はJARCホームページでご確認、又は、コールセンターにお問合せください。(P.24: 問合せ先のページ参照ください)

公取協が推奨する査定制度に基づき、適正な品質評価を行ってください。

品質評価の結果、お客様(排出者)がリサイクルを希望した際には、本システムの対象車両であるかどうかの確認を行います。

※最初からリサイクルを希望する場合、品質評価の必要はありません。

ステップ

1 引取対象車両かどうかの確認

本システムに参加する製造事業者等の車両かどうか、二輪車リサイクルシステム参加事業者一覧で確認してください。(事業者名・事業者コード・ブランド) P29参照

引取対象となる車両

- ①本システムに参加する製造事業者等が国内に販売した二輪車。(輸入車については、当該輸入事業者が指定するブランドに限る)
- ②原動機を有する二輪の自動車、及び50cm以下又は定格出力0.6kW以下の原動機付自転車。ただし、競技専用車両(ロード、モトクロス等)は引取対象となります。



・並行輸入車両等の参加事業者以外が販売した車両、及び、脱退した事業者が販売した車両ブランドについては、二輪車リサイクルシステムではお引き受けできません。
・参加事業者情報は変更となる場合があります。

引取対象外の車両

- | | | |
|------------------------------|----------------|--|
| ①車両本体に付属する側車部分 ^{※1} | ②ATV(バギー車) | ③ミニカー 注 |
| ④電動アシストサイクル | ⑤電動キックボード | ⑥電動車いす |
| ⑦スノーモービル | ⑧著しい改造車(不正改造車) | |
- サイドカー(側車部分)

ATV(バギー車)

注
 ミニカー

電動アシストサイクル

電動キックボード

注1: サイドカーの側車部分。ただし、車両本体と側車が一体式の場合は、車両本体も対象外。

注: 参加事業者が国内販売する新たな電動車両(ミニカー登録含む)等、引取対象が追加される場合があります(23年6月カワサキモータースnoslis-e追加)

ステップ

2 引取基準の具備を確認

二輪車としての形を保ち、車台番号の判別が可能である車両。

具体的な基準内容

- ◎ハンドル・車台(燃料タンクを含む)・エンジン・前後輪(ホイール)が一体となっている状態。
- ◎可動・不動は問いません。
- ◎タイヤ、シート、ボディカウル、グリップラバー、レバー・ペダル類、スイッチ類、バックミラー、ライト類等の一部欠損は可。
- ◎オイル・ガソリン等の漏れが無いこと。(漏れがある場合は抜取ること)
- ◎付属品(車載工具・取扱説明書等)以外の不要物(ゴミ類、ヘルメット、防犯ロック類等)は収納スペースから撤去すること。
- ◎後付部品(トップボックス、サイドバッグ、風防、ETC・ナビ・オーディオ等の機器類、バックレスト等)は取外すこと。
- ◎カギが有る車両はカギをつけること。
- ◎車台番号は錆や泥等を除去し、確認しやすくすること。

留意点

- ①二輪車はリサイクルを前提に環境負荷物質の削減に取り組んでいます。原材料が不明な異物や後付部品が混入すると、適切に再資源化ができなくなる可能性があります。また、処理再資源化施設に悪影響を及ぼす可能性もあるため、必ず撤去、取外しをお願いします。

電動二輪車(国内4社の販売車両)に、搭載されたリチウムバッテリーは引取可能になりました。
但し、付属する「別体式充電器」はお引取できません。



ちょっとひと息

二輪車リサイクルマーク(Rマーク)について



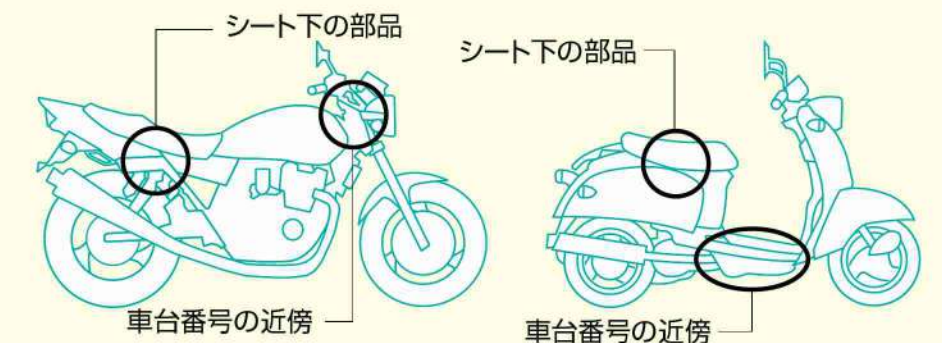
事業者コード

Rマークには製造事業者等をあらわす事業者コード(3ケタ)を表示しています。二輪車リサイクル管理票を記入する際に使用します。また、指定引取場所にて、管理票記載事項と車両を照合する際にも使用します。同一ブランドの製品を、異なる製造事業者等が販売している場合がありますので、Rマークに記載の事業者コードを必ず確認してください。

本システムに参加する製造事業者等は、システム開始以降、リサイクル対象車両に共通デザインのRマークを車両に貼付しています。

貼付位置:

原則として、以下の見やすい箇所にRマーク貼付位置を設定しています。



Rマーク有車かどうか不明の場合、各社問合せ先(P29参照)にて確認してください。国内4メーカーは、ホームページで検索できます。
(確認・検索には車台番号が必要です。)

2-3 管理票の取扱い

管理票についての説明を行い、車両を引取ります。

ステップ

1

管理票の説明

管理票には、「二輪車リサイクル管理票」と、「事業者収集運搬依頼管理票」の2種類があります。

まず、各々の管理票の機能について排出者に説明してください。

1) 二輪車リサイクル管理票

二輪車リサイクル管理票は、排出者から廃棄希望二輪車を引取り、適正に再資源化を行ううえで、重要となる2つの機能を備えています。

【約款】

排出者と廃棄二輪車取扱店および製造事業者等に関する約束事項を示しております。

特に事業者が廃棄する場合、廃棄物処理法に則り、産業廃棄物処理委託業務の内容を定める役割を持っています。

【物流・処理情報の管理】

運搬が確実に行われ、適切な再資源化が行われた情報を管理します。排出者が事業者の場合（産業廃棄物の場合）、「廃棄二輪車取扱店控」を5年間保存します。

指定引取場所に持込まれた廃棄二輪車の管理票番号は、JARCのホームページにて公表するとともに、最終処理状況の確認が必要となる産業廃棄物の排出者には、コールセンターへの問合せにより対応する仕組みとなっています。

留意点

- ① 二輪車リサイクル約款は、後々のトラブルを防ぐため、排出者に提示し、再資源化に関する委託内容を確認していただきます。
- ② 二輪車リサイクル管理票は、廃棄二輪車取扱店ごとに店名が印字されており、印刷されている販売店以外では使用できません。必ず自店のものであることを確認してください。

2) 事業者収集運搬依頼管理票

◎事業者から排出される廃棄二輪車は、「産業廃棄物」に区分され、廃棄物処理法に則った適正な処理が求められます。

二輪車リサイクルシステムにおいては、排出事業者より廃棄二輪車取扱店が指定引取場所までの収集運搬を依頼された場合、「二輪車リサイクル管理票」に併せて、専用の「事業者収集運搬依頼管理票」（産業廃棄物管理票）の運用が必要となります。

留意点

- ① 「事業者」とは、個人事業者も含む事業活動を行う全ての者を指し、学校・病院等の公共機関も含まれます。
- ② 「産業廃棄物」とは、廃棄物のうち事業活動に伴って発生するもので、家庭で個人発生させるごみ等（一般廃棄物）以外の廃棄物のことをいいます。
- ③ 販売店が排出者となって排出する廃棄二輪車も、産業廃棄物となります。

◎事業者から排出された廃棄二輪車（産業廃棄物）を指定引取場所まで運搬する場合、必ず「事業者収集運搬依頼管理票」を排出者に記入・交付していただきます。

留意点

- ① 産業廃棄物管理票は「マニフェスト」とも呼ばれています。
- ② 二輪車リサイクルシステム専用の産業廃棄物管理票として、二輪車リサイクル管理票に併せて運用するので、二輪車リサイクルシステム以外での使用はできません。（専用注文用紙にてFAXで注文します。P27参照）
- ③ 販売店が所有する二輪車を廃棄二輪車として、自ら指定引取場所へ持込む場合、発行の必要はありません。

二輪車リサイクル管理票の構成

二輪車リサイクル管理票は6枚つづりで、記入の手間を省くために複写タイプになっています。2枚目までは、排出者への注意事項と製造事業者等との約款、記入マニュアルで構成されています。3枚目以降は、排出者情報と車両の情報を記載する管理票になっています。

<1枚目>

表紙（裏面は約款）



<2枚目>

記入マニュアル



<3枚目>

排出者記入用紙



<4枚目>

廃棄二輪車取扱店控



<5枚目>

排出者控



<6枚目>

廃二店・車両貼付用（シール）



事業者収集運搬依頼管理票の構成

事業者収集運搬依頼管理票は3枚つづりで、記入の手間を省くために複写タイプになっています。廃棄物処理法に則り、排出者は「交付」、廃棄二輪車取扱店は「回付」、双方とも「保存」が義務付けられています。

<1枚目>

B1票 販売店保管用



<2枚目>

B2票 排出事業者照会保管用



<3枚目>

A票 排出事業者保管用（裏面は約款）



二輪車リサイクル管理票と事業者収集運搬依頼管理票の発行の必要性

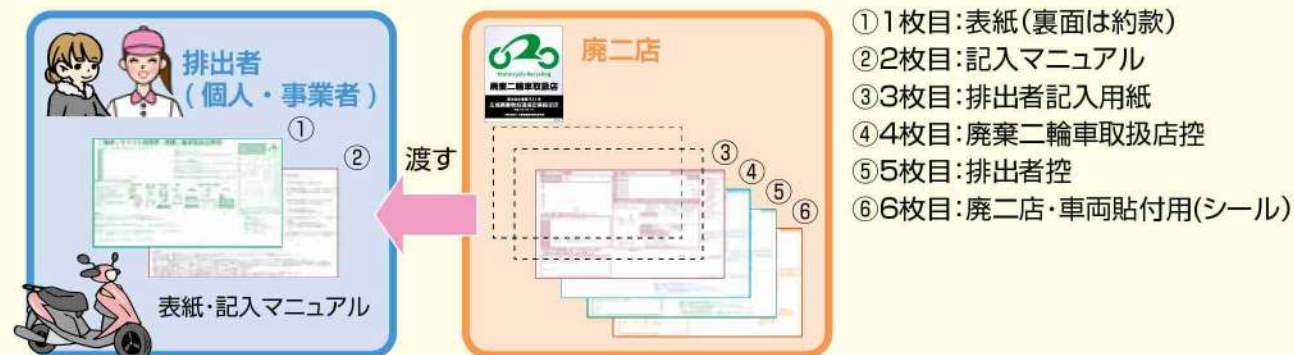
事業者より指定引取場所までの収集運搬を依頼された場合は、「二輪車リサイクル管理票」に併せて、「事業者収集運搬依頼管理票」（産業廃棄物管理票）も必要となります。

排出者	二輪車リサイクル管理票	事業者収集運搬依頼管理票
 個人	○ 必要	× 不要
 事業者	○ 必要	○ 必要

1) 二輪車リサイクル管理票の流れ

1. 記入前の説明

- 1枚目(表紙と裏面約款)と2枚目(記入マニュアル)を排出者に渡します。
- 表紙の注意事項および裏面の約款を必ず確認のうえ、記入マニュアルを参照し、排出者が記入するように説明してください。



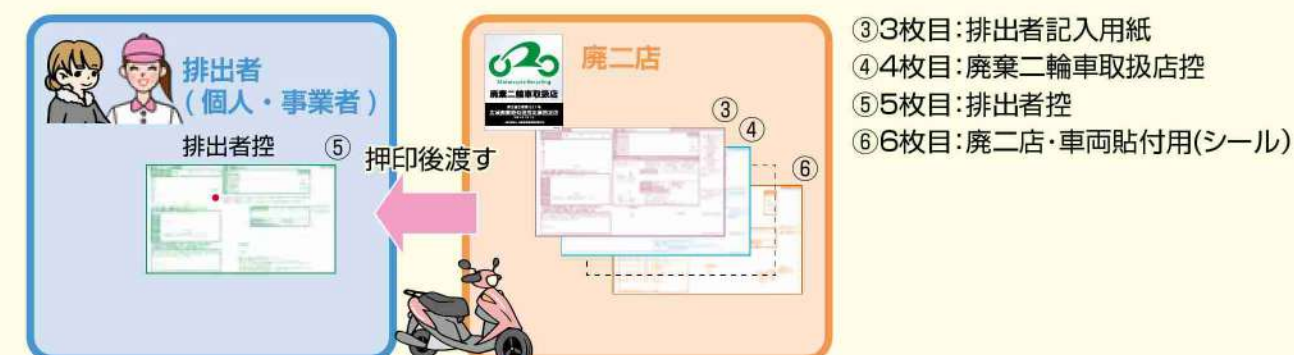
2. 二輪車リサイクル管理票の起票・記入済み管理票の確認

- 排出者に、二輪車リサイクル管理票3枚目(排出者記入用紙)に必要事項を記入していただきます。(4~6枚目に複写されます。)
- 提示された所有者確認書類、身分証明書や車両の状態と、管理票に記入された内容に誤りがないか照合確認します。



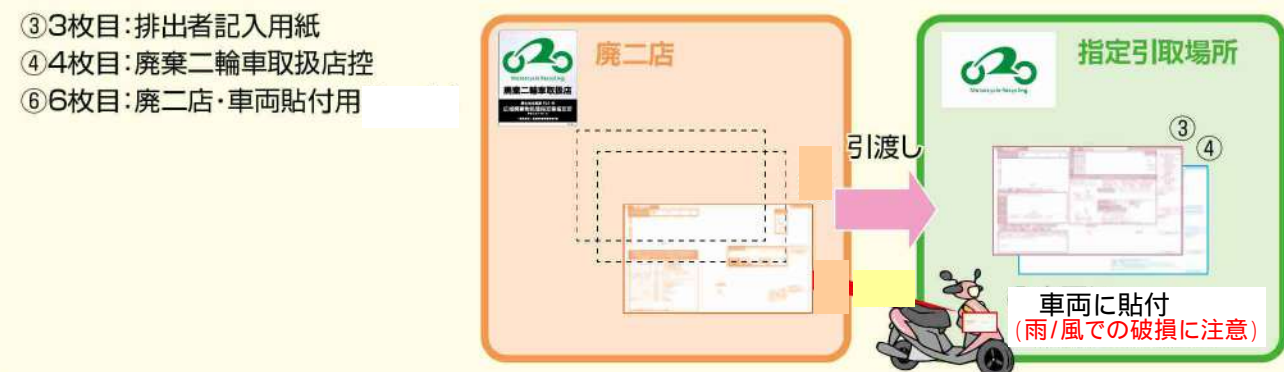
3. 廃二店確認の押印と車両の引取り

- 廃棄二輪車と引き換えに、5枚目(排出者控)を切離し、受領印を押印し、排出者に渡します。



4. 車両貼付用シールの貼付・車両の引渡し

- 引取った廃棄二輪車の車台番号、車両状況を再度確認し、6枚目(廃二店・車両貼付用)を車両の見やすい位置に貼付けします。風雨に弱く運搬時に破損の恐れがある為、指定引取場所到着後に貼付でかまいません。
- すみやかに、指定引取場所へ車両(廃棄二輪車)と二輪車リサイクル管理票3・4枚目を一緒に持込みます。(原則1ヶ月以内)



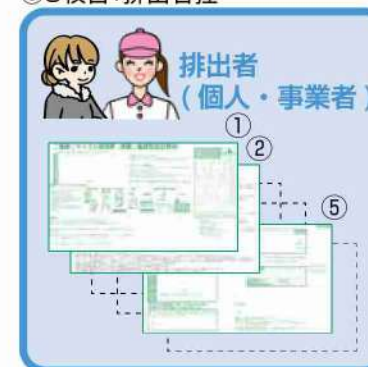
5. 控の受取り保存

- 指定引取場所が、4枚目(廃棄二輪車取扱店控)に受領印を押印し返却しますので、持帰り、必ず5年間保存します。(廃棄物処理法のマニフェストの保存義務)
また、「控」を1年ごとに綴じ、5年間保存してください。(廃棄物処理法の帳簿の備付け、保存義務を補完)

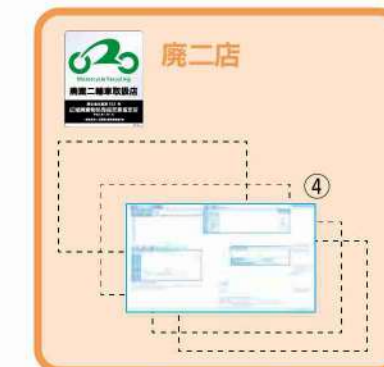


【最終的な保存先】

- ① 1枚目: 表紙(裏面は約款)
- ② 2枚目: 記入マニュアル
- ⑤ 5枚目: 排出者控



- ④ 4枚目: 廃棄二輪車取扱店控



- ③ 3枚目: 排出者記入用紙

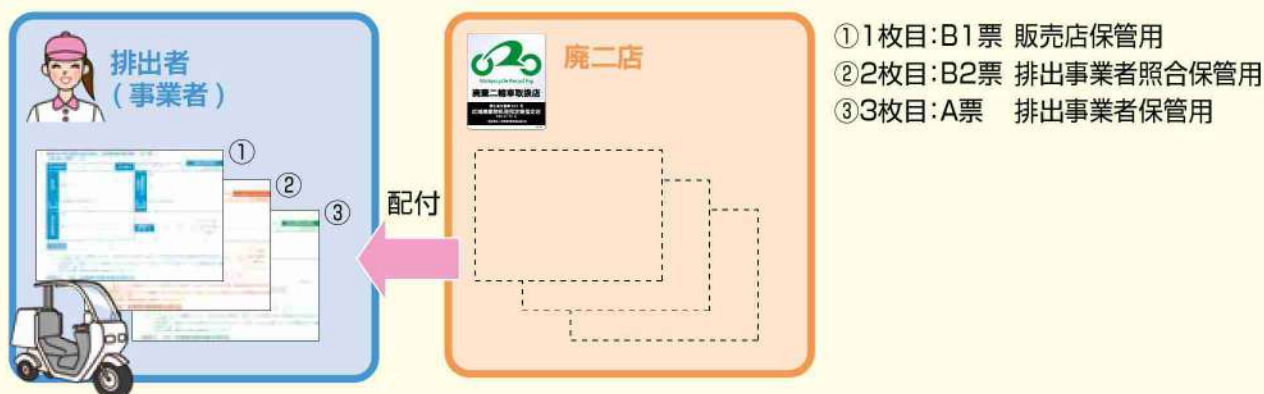


2) 事業者収集運搬依頼管理票の流れ

所有者区分が「事業者」「自治体等」の場合、産業廃棄物となるため、この**収集運搬依頼管理票**も必要となります。

1. 配付

- 排出事業者に、二輪車リサイクル管理票と併せて、「事業者収集運搬依頼管理票」を配付し、必要事項を記入していただきます。(運搬委託料が1万円を超える場合は、A票に収入印紙200円の貼付が必要です。)



2. 交付

- 排出事業者から廃棄二輪車と「事業者収集運搬管理票」を受取り、運搬依頼を受けます。



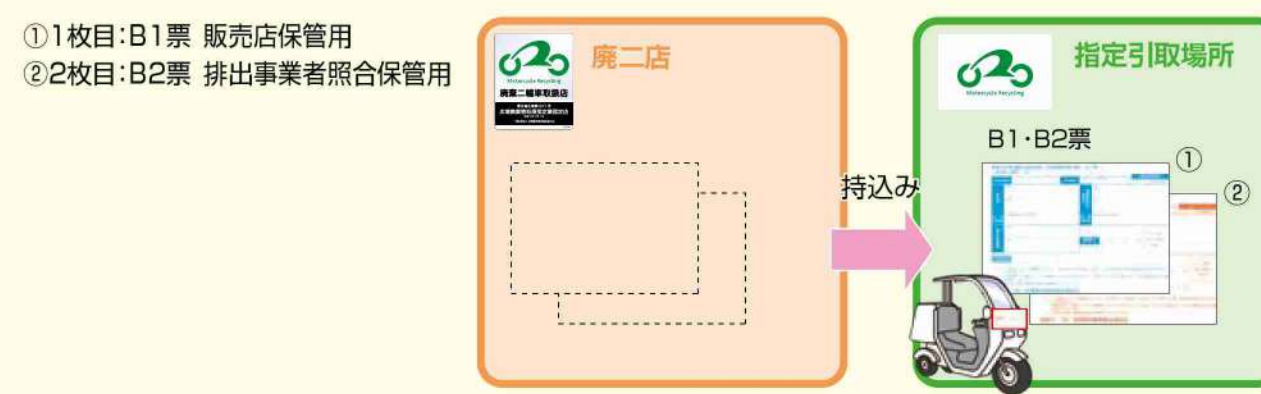
3. A票受渡し

- 排出事業者に、A票だけを切離し、受渡します。



4. 持込み・受領印

- 廃棄二輪車に、「事業者収集運搬依頼管理票」のB1・B2票を添付し、指定引取場所に持込みます。(交付から原則1ヶ月以内)
- 指定引取場所の受領確認を受け、B1・B2票に受領印を受けます。



5. 持帰り・回付・照合・保存

- 受領印を受けたB1・B2票を持帰り、廃棄二輪車の運搬を終了した日から10日以内に、排出事業者へB2票を戻します。
- 廃二店は、交付から全ての業務を90日以内に終了し、B1票を5年間保存します。



【最終的な保存先】

- ②2枚目:B2票 排出事業者照会保管用
- ③3枚目:A票 排出事業者保管用



- ①1枚目:B1票 販売店保管用



留意点

- 排出事業者に対し、以下の点を説明してください。
- 排出事業者は、廃棄物処理法に則り、交付から90日以内の運搬終了を確認するとともに、A票と回付されたB2票を5年間保存する必要があります。
 - 廃棄二輪車の最終処理をコールセンターにて確認する必要があります。

管理票の起票

1) 二輪車リサイクル管理票の起票

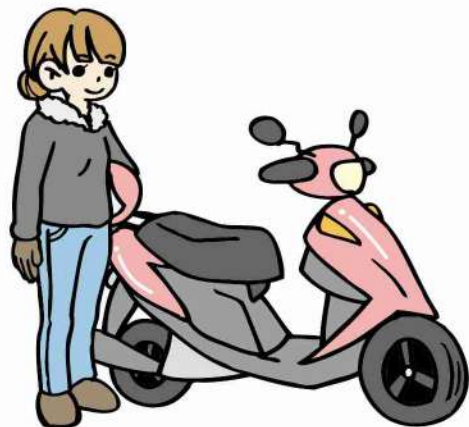
3枚目から6枚目までの4枚は、排出者と車両を記載する管理票になります。

※3枚目に記入していただき、4枚目以降は複写されます。

管理票の記入方法

排出者に、二輪車リサイクル管理票2枚目(記入マニュアル)に従って、管理票を起票していただきます。

車両の所有者が判る書類と排出者の本人確認書類を手元に用意していただきます。



排出者(廃棄二輪車を廃二店に持ち込まれた方)がご記入ください

⑥ 排出者の記入と本人確認

- ◎排出者の氏名、住所、連絡先電話番号を記入します。
- ◎本人確認のため、提示いただく証明書類にレ点をつけ、証明書の番号を記入します。

マイナンバーカードの場合、番号(マイナンバー)の記入は不要です。

排出者(廃棄二輪車を廃二店に持ち込まれた方)がご記入ください

⑦ 所有権に関する誓約

- ◎排出者が、所有者確認書類に記載された所有者と異なる場合、誓約文への同意とフルネームでの署名をお願いしてください。
- ※誓約文への署名を拒まれた場合は、引取りを断ってください。

排出者(廃棄二輪車を廃二店に持ち込まれた方)がご記入ください

② 車台番号とRマークについて

- ◎車両を確認し、車台番号とRマークの事業者コードを控えていただきます。
- ◎車台番号の打刻位置に○印、Rマークの貼付位置に×印をつけます。

排出者(廃棄二輪車を廃二店に持ち込まれた方)がご記入ください

① 車両の所有者について

- ◎提示いただく所有者確認書類に記載されている所有者氏名又は名称、住所を転記します。
- ◎所有者区分(個人、事業者、自治体等)と転記元の所有者確認書類の種類にレ点をつけます。
- ※競技用車両や書類不備車両であっても、貴店が販売したことが明らかな車両については、貴店の顧客管理台帳等に基づき、所有者氏名、住所、車台番号等を記入してください。所有権確認書類欄には、当店販売車両にレ点をつけ、管理票備考欄に、契約日又は納車日を記入してください。

留意点

- ①所有者区分が「事業者」「自治体等」の場合、産業廃棄物となるため、別途、収集運搬依頼管理票(マニフェスト)が必要になります。 P11参照
- ②貴店が販売していない車両で所有者が判明しない場合、コールセンターに相談するよう案内してください。コールセンターが確認し、引取りを承諾する場合、コールセンター確認書を排出者に発行します。コールセンター確認書を所有者確認書類として引取ってください。

廃二店

⑧ 管理票のチェック

二輪車リサイクル管理票の記入を終えたら、所有者確認書類と排出者の身分証明書の提示を求め、廃棄二輪車取扱店チェック欄に、誤記や記入漏れがないかを確認します。

間違いがなければ、確認項目にレ点をつけ、確認者サイン欄にサインをお願いします。



排出者(廃棄二輪車を廃二店に持ち込まれた方)がご記入ください

③ 車台番号の記入

- ◎車体に打刻された番号と書類に記載の車台番号が一致していることを確認し、型式及び車台番号を記入します。(フレームに打刻されている全ての英数字、記号を左から記入します。)

④ 車両情報の記入

- ◎Rマークの有・無にレ点をつけます。
- ◎Rマークが有る場合は、マークに記載の3桁の事業者コードを記入します。
- Rマークが無い場合は、1枚目(表紙)又は6枚目(車両貼付用)に記載の事業者コードを確認し記入します。
- ※同一ブランドの製品を異なる事業者が販売している場合があります。事業者が不明の場合、取扱ブランド(P29参照)をもとに、当該ブランドを扱う事業者へ問合せください。
- ◎原動機の種類(エンジン・電動)にレ点をつけます。

⑤ 車両状態の記入

- ◎車両の状態を確認し、該当する項目にレ点をつけます。
- ※引取り基準を満たしていない場合は引取りできません。
- 付属の別体式充電器は引取りできません。

対象車両検索、引取基準等は、JARCホームページで案内しています。
<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/object/>

運搬を依頼された場合の実費用の受領と、押印・所有権移転の案内

- ◎ 廃棄二輪車の所有権は、当該車両の製造事業者等に移転され、車両の返却はできなくなることを排出者に伝え、車両を引取ります。
- ◎ 指定引取場所に持込まれた後、管理票番号がJARCのホームページに掲載されるので、確認いただくよう伝えてください。

【排出者控】

- ◎ 管理票のチェックを終えたら、排出者控の廃棄二輪車取扱店欄に受領印を押印し、排出者に返却し、3年間または5年間(所有者区分による)、大切に保管するよう伝えます。
- ◎ 事前にお知らせしている 実費用 を、排出者に請求してください。

※事業者、自治体等からの排出の場合、別途、事業者収集運搬依頼管理票の起票が必要になります。事業者からの排出に関する詳細はP11参照

事業者、自治体から指定引取場所への運搬を依頼された場合、事業者収集運搬依頼管理票「A票」及び、指定引取場所の受領印を受けた「B2票」が排出事業者控になります。

車台番号の再確認と車両貼付用(6枚目)の貼付

【廃二店・車両貼付用】

貼付用紙は風雨に弱く、
運搬時破損の恐れがある
為、指定引取場所到着後
の貼付でかまいません。

- ◎ 廃棄二輪車を引取り後、再度、車台番号に誤りがないかを確認し、車両貼付用を車両貼付者サイン欄にサインのうえ、車両の見やすい位置に貼付します。

その他・管理票の取扱い

- ◎ 引取った廃棄二輪車は、速やかに指定引取場所へ持込んでください。(原則1ヶ月以内)
- ◎ 二輪車リサイクル管理票は、管理票番号と廃棄二輪車取扱店名がそれぞれ登録されており、利用実績に基づき在庫管理を行っています。大切に保存してください。
- ◎ 破損や書損などで利用しなくなった二輪車リサイクル管理票は、店舗にて適正に廃棄してください。
- ◎ 二輪車リサイクル管理票は、専用注文用紙にてFAXで注文します。 [P26参照](#)
注文してから発送されるまで、通常3稼働日程度かかりますので、早めに注文するようにしてください。

二輪車リサイクル管理票の取扱いと車両の引取りに関するQ&A

Q 管理票を持帰って記入したいと言われたが、渡してもよいのか

A 管理票には、廃棄二輪車取扱店の店名等が印刷され、システムにて管理しています。事前に渡す必要がある場合は、お客様の氏名、連絡先を控え、必ず自店に持込むよう案内してください。(他店では使用できません)

Q 事故で変形し、走行不能の車両を引取ってもよいのか

A 事故車であっても、引取対象車両で引取基準を満たしていれば引取り可能です。

Q 部品(マフラー・ホイールなど)の廃棄を依頼されたが、本システムで引取ってもよいのか

A 部品単体は、本システムでは引取れません。

Q ピザ屋から配達用車両の廃棄を依頼されたが、どのようにすればよいのか

A 廃棄にあたって所有権の問題がないか確認し、事業者(所有者)本人以外からの排出となる場合、誓約文へのサインが必要となります。所有者が事業者であるため産業廃棄物となります。収集・運搬にあたって、管理票以外に専用の事業者収集運搬依頼管理票を起票していただく必要があります。 [P11参照](#)

Q 自店在庫の中古車をリサイクルしたいが、どうすればよいのか

A 自らが排出者となり処理することが可能です。所有者、排出者欄には代表者名を記載し、所有者確認書類欄には自店販売車両にチェックします(自店名義車両の場合、該当書類をチェックしてください)。所有者区分は「事業者」となり産業廃棄物となります。指定引取場所に持込む前に、永久抹消手続きを済ませてください。

Q 排出者から処理状況について確認を求められたが、どうすればよいのか

A コールセンターに問合せよう、案内してください。確認には管理票番号が必要になります。

Q 引取ったあとの車両は、どのようにリサイクルされるのか

A 環境省に届出している処理再資源化施設にて破碎し、金属は鉄、非鉄に分別、樹脂やタイヤ、廃油等は助燃剤等として再利用されます。一部施設では、分別したアルミを再び二輪車の素材とする再資源化も始まっています。

❗ 廃棄物処理法について-1

- ① 管理票起票後の廃棄二輪車は、当該製造事業者等の所有物です。
- ② 製造事業者等は、引取った廃棄二輪車を適正に再資源化する義務を負っています。
- ③ 排出者は、管理票番号にて処理状況を確認する義務を負っています。

廃棄二輪車取扱店は、絶対に以下の行為を行ってはなりません。

「廃棄二輪車の転売、譲渡、解体(部品取り)」
「自店以外の者による指定引取場所までの運搬」



2) 事業者収集運搬依頼管理票の起票

所有者区分が「事業者」「自治体等」の場合、産業廃棄物となるため、この**収集運搬依頼管理票**も必要となります。

1. 交付時

排出事業者

- ① 交付年月日：二輪車リサイクル管理票と同じ「受付日」を記入します。
※交付日から90日以内に排出事業者へ回付してください。
- ② 交付番号：二輪車リサイクル管理票の管理票番号を記入します。
※JARCホームページで番号が公開されます。
- ③ 排出者：二輪車リサイクル管理票と同じ名称・住所を記入します。
- ④ 交付担当者：排出事業者の交付担当者名を自筆で記入します。

廃二店

- ⑦ 販売店：
廃棄二輪車取扱店の名称・住所を記入します。
- ⑧ 運搬担当者：
廃棄二輪車取扱店の運搬担当者氏名を自筆で記入します。

B1票

事業者収集運搬依頼管理票（産業廃棄物管理票）（B1票） 【使用済二輪車・1台】	
交付年月日 ① 2011年 〇〇月 〇〇日	交付番号 1234567890123 ②
排出者 名称 場井区新聞販売店 住所 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇	販売店 名称 環境モータース 住所 〇〇〇-△△△△ 〇〇市〇〇町△-△-△
交付担当者 ④ 場井区 太郎	運搬担当者 ⑧ 環境 次郎
指定引取場所 名称 茂都指定引取場所 住所 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇	運搬終了年月日 ⑩ 2011年 〇〇月 〇〇日
運搬委託料金 ⑤ 〇〇〇〇円	印 ⑪

取扱元：一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

廃二店

- ⑨ 指定引取場所：
引渡し先となる指定引取場所の名称・住所を記入します。

排出事業者

- ⑤ 運搬委託料金：
排出事業者が別途負担する運搬料金を記入します。

排出事業者

- ⑥ 収入印紙：
運搬料金が10,000円以上の場合、収入印紙(200円)を貼付します。

2. 運搬終了時

廃二店

- ⑩ 運搬終了年月日：
指定引取場所への引渡し日を記入します。
※引渡し日から10日以内に排出事業者へ回付してください。

指定引取場所

- ⑪⑫ 指定引取場所受領印：
指定引取場所にて受領印を受けます。

3. B2 回付照合時

排出事業者

- ⑬ B2票照合確認日：
排出事業者は、B2票とA票の照合・確認日を記入します。

B2票

事業者収集運搬依頼管理票（産業廃棄物管理票）（B2票） 【使用済二輪車・1台】	
交付年月日 2011年 〇〇月 〇〇日	交付番号 1234567890123
排出者 名称 場井区新聞販売店 住所 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇	販売店 名称 環境モータース 住所 〇〇〇-△△△△ 〇〇市〇〇町△-△-△
交付担当者 場井区 太郎	運搬担当者 環境 次郎
指定引取場所 名称 茂都指定引取場所 住所 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇	運搬終了年月日 2011年 〇〇月 〇〇日
運搬委託料金 〇〇〇〇円	照合確認日 ⑬ 2011年 〇〇月 〇〇日

取扱元：一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

A票

指定引取場所 名称 茂都指定引取場所 住所 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇	収入印紙 ⑥
運搬委託料金 〇〇〇〇円	B2票照合確認日 年 月 日

取扱元：一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

2-4 指定引取場所への引渡し

二輪車リサイクルシステムにおいて、廃棄二輪車取扱店は、お客様（排出者）からの依頼を受けて廃棄二輪車を引取り、指定引取場所まで運搬するにあたり、廃棄物処理法に則った収集運搬業の許可を取得する必要はありませんが、廃棄物処理法上の収集運搬基準を遵守する義務を負っています。

ステップ 1 指定引取場所への運搬



本システムにおける廃棄二輪車の運搬は、廃棄二輪車取扱店自らが行います。

- ◎積載物が飛散し、流出しないようにすること。
- ◎悪臭、騒音または振動等、生活環境の保全に配慮すること。
- ◎道路交通法に基づき、適正な荷姿で運搬すること。
- ◎積載に関し、ガソリン・オイル漏れがないよう、二輪車を正立させ、しっかり固定すること。

※排出者からの依頼により運搬を行う場合も、同様の注意が必要です。

留意点

- ① 廃棄二輪車取扱店は、自店で設定する適正な実費用をご請求ください。
- ② 費用はあらかじめ、排出者に提示してください。

廃棄二輪車保管時の注意事項

- ◎ 廃棄二輪車を保管する場合、廃棄二輪車取扱店自らが管理し適切に保管すること。
 - ◎ 周辺環境に配慮し、ガソリン・オイル等の漏れがないよう、正立させ保管すること。
 - ◎ 保管中は、ハンドルをロックするなど、盗難等に留意して予防策を講じること。
 - ◎ 油脂類による悪臭の発散、土壌汚染等を防ぐため、必要な措置を講じること。
 - ◎ 保管中に廃棄二輪車を盗難された場合、速やかに警察へ届け出ること。
- その際、廃棄二輪車である旨を説明してください。
- ◎ 保管中に管理票を紛失した場合、必ずコールセンターへ連絡してください。

指定引取場所（SY）に引き渡すまで、廃二店自らが直接持ち込むこととされており、全行程を自店トラックに積載したままの状態、直接SYに持ち込んでください。

- ・ 自店以外のものによる運搬は禁止されています。
- ・ SYまでの途中や中継地等からなど、他者に運搬を委ねることはできません。

！ 廃棄物処理法について-2

廃棄物処理法では「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」（第16条）とされており、不法投棄、不正処理の防止、および処理過程における事故の防止を図っています。

- ◎ 不法投棄をした人、またはしようとした人は、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金またはその併科が科せられます。
- ◎ 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、法人の業務に関連して不法投棄をした又はしようとしたとき、行為者のほか、その法人に対しても、3億円以下の罰金が科せられます。



ステップ 2 車両の引渡し

6枚目車両貼付用紙は、風雨に弱く運搬時破損の恐れがある為、指定引取場所到着後の貼付で構いません

指定引取場所の担当者が指定する場所に廃棄二輪車を降ろし、引渡してください。持込んだ廃棄二輪車と二輪車リサイクル管理票の内容を照合・確認します。

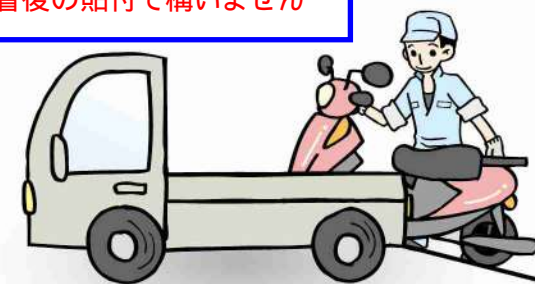
- ◎ ガソリン・オイルの漏れがないこと、ゴミ、付属品以外のものが入っていないかを再度確認してください。

※対象外の車両および物品は、持帰りいただくことになりますので注意してください。

- ◎ 二輪車リサイクル管理票の3枚目（排出者記入用紙）と4枚目（廃棄二輪車取扱店控）を提出します。

※記載内容に誤りがある場合は訂正を求められます。

- ◎ 複数の廃棄二輪車を引渡す場合、管理票と車両数が一致していることを確認してください。



留意点

- ① 収納スペース内のゴミ類、不要物は取除くこと。
 - ② カギがない車両は、ハンドルロック、シートロック等を開錠しておくこと。
 - ③ 車台番号の確認ができるよう、フレーム等の錆を落としておくこと。
 - ④ 付属品（車載工具・取扱説明書等）以外の後付部品は外すこと。
- 電動二輪車（国内4社）に搭載のリチウムバッテリーも引取可能ですが、付属の別体式充電器はお引取できません。

以下の作業は不要です

- ① ガソリン、オイル類、冷却水の抜取り
※ただし、オイル・ガソリン等の漏れや、タンクキャップがない場合、引火等の危険があるので、必ず抜取っていたくよう排出者をお願いしてください。
- ② バッテリーの取外し

ステップ 3 二輪車リサイクル管理票控の受取り



照合確認後、指定引取場所で「廃棄二輪車取扱店控」を受取ります。

- ◎ 指定引取場所確認サインが記入されているか確認してください。
- ◎ 指定引取場所受領印（日付印）を確認してください。
- ◎ 「廃棄二輪車取扱店控」は指定引取場所の受付日より、必ず5年間保存します。

！ 引取った車両を、指定引取場所に運搬できなくなったら

排出者から引取り後、自店で指定引取場所へ運搬できなくなった場合、廃棄物処理法施行規則第10条の6の2等に則り、排出者への通知義務があるため、至急、コールセンターへ連絡してください。



問合せ・確認先等一覧



廃棄二輪車取扱店名簿を全軽自協ホームページで案内しています。

指定引取場所(全国約160箇所)や処理再資源化施設等、広域認定内情報をJARCホームページで案内しています。



お店の登録情報変更について

全軽自協は、以下の「廃棄二輪車取扱店運営規程」に基づき、環境省に、最新の廃棄二輪車取扱店名簿を報告しています。登録内容の変更や、廃二店の指定を辞退する場合、必ずコールセンターに連絡のうえ、「登録事項変更・登録抹消」を申請してください。所定の申請書をお届けします。
(提出先は、卸販社又は推薦団体)

●廃棄二輪車取扱店運営規程

(廃二店の新規登録・登録事項変更・登録抹消申請)

第7条 廃二店の指定を受けようとする販売店は、本規則第3条の要件を満たし、所定の申請書(新規登録申請書:様式2R-1)を、推薦を受けた国内卸販社又は推薦団体等へ提出し、審査・推薦を受けた後に、全軽自協へ申請するものとする。全軽自協は、当該申請内容を審査のうえ、適当であると認められた場合には、速やかに、廃二店名簿へ登録し、申請のあった販売店に登録した旨の通知をするとともに、廃二店として必要なスタータキットを送付するものとする。

2. 廃二店の指定を受けた販売店は、登録事項に変更を生じた場合には、速やかに、所定の申請書(登録事項変更申請書:様式2R-2)を、原則として、推薦を受けた国内卸販社又は推薦団体等へ提出し、全軽自協へ申請するものとする。

但し、全軽自協が必要と認めた場合、直接全軽自協に申請することができるものとする。

3. 廃二店の指定を辞退しようとする販売店は、所定の申請書(登録抹消申請書:様式2R-3)を、原則として、推薦を受けた国内卸販社又は推薦団体等へ提出し、全軽自協へ申請するものとする。但し、全軽自協が必要と認めた場合、直接全軽自協に申請することができるものとする。

4. 全軽自協は、廃二店の指定を辞退した販売店には、速やかに、廃二店ステッカーを取り剥がすとともに、二輪車リサイクル管理票を廃棄処分するよう促すものとする。

(廃二店名簿の作成・提出・管理)

第8条 全軽自協は、廃二店名簿を次のとおり、都府県地区別市町村単位の全国版と都府県地区版を作成して環境省へ報告するとともに、各軽協を通じて、都道府県知事へ当該都府県地区版一部を提出するものとする。

ただし、今後の新規登録名簿については、都道府県知事への提出を省略することができるものとする。

2. 全軽自協・各軽協及び国内卸販社等、並びに推薦団体等の関係者は、廃二店名簿を個人情報保護法に基づく厳重な管理を行い、本規則第1条の目的以外には使用しないものとする。

(廃二店=廃棄二輪車取扱店)

運 用 ツ ー ル

- ・二輪車リサイクル管理票のご注文……………P26参照
- ・事業者収集運搬依頼管理票のご注文……………P27参照
- ・二輪車リサイクルパンフレットのご注文……………P28参照

・ご注文は
コールセンターへFAX

・注文用紙は、
全軽ホームページ
廃棄二輪>販売店ペー
下部からダウンロード可能



二輪車リサイクルシステムに関するお問合せは、コールセンターへお願いします。

二輪車リサイクルコールセンター

TEL:050-3000-0727

受付時間:AM9:30~PM5:00(土日・祝日・年末年始等を除く)

FAX 送信先 050-3000-0729

注文日(西暦)

年

月

日

二輪車リサイクルコールセンター宛

二輪車リサイクル管理票注文書

以下の通り、二輪車リサイクル管理票を注文します。

廃二店コード							
廃二店名							
ご注文数	☐ 2部	☐ 5部	☐ 10部	注文時の店頭在庫数			枚
備考 (通信欄)							

※ 二輪車リサイクル管理票は、あらかじめ登録された廃棄二輪車取扱店様に送付いたします。
二輪車リサイクル管理票は、ご注文から通常3稼動日程度で発送いたします。
ご注文が集中したり、年末年始等の場合は納期がかかる場合がありますので事前にお問合せください。
書損等による無効管理票が発生した場合、店舗にて適正に廃棄してください。
本注文書に記載された個人情報については、二輪車リサイクル管理票送付に関する業務のみに使用し、
本目的以外には使用いたしません。

注文のご担当者(発信人)

廃棄二輪車取扱店名	廃二店名
電話番号	
FAX番号	
担当者名	

コールセンター使用欄

当該店在庫数	SV確認	発送確認

FAX 送信先 050-3000-0729

注文日(西暦)

年

月

日

二輪車リサイクルコールセンター宛

事業者収集運搬依頼管理票注文書

以下の通り、事業者収集運搬依頼管理票を注文します。

廃二店コード							
廃二店名							
ご注文数	☐ 2部	☐ 5部	☐ 10部	注文時の店頭在庫数			枚
備考 (通信欄)							

※ 事業者収集運搬依頼管理票は、あらかじめ登録された廃棄二輪車取扱店様に送付いたします。
事業者収集運搬依頼管理票は、ご注文から通常3稼動日程度で発送いたします。
ご注文が集中したり、年末年始等の場合は納期がかかる場合がありますので事前にお問合せください。
書損等による無効管理票が発生した場合、店舗にて適正に廃棄してください。
本注文書に記載された個人情報については、事業者収集運搬依頼管理票送付に関する業務のみに使用し、
本目的以外には使用いたしません。

注文のご担当者(発信人)

廃棄二輪車取扱店名	廃二店名
電話番号	
FAX番号	
担当者名	

コールセンター使用欄

当該店在庫数	SV確認	発送確認

FAX 送信先 050-3000-0729

発注日(西暦)年 月 日

二輪車リサイクルコールセンター宛

二輪車リサイクルパンフレット 注文書

以下の通り、二輪車リサイクルパンフレット(二輪車リサイクルシステム ご利用のご案内)を注文します。

廃二店コード							
廃二店名							
ご注文数	☐ 10部	☐ 20部	☐ 30部	☐ 50部	☐	部	
備考 (通信欄)							

※ 二輪車リサイクルパンフレットは、あらかじめ登録された廃棄二輪車取扱店に送付いたします。
取扱店名・代表者・住所などに変更があった場合は、諸変更届をご提出ください。
二輪車リサイクルパンフレットは、ご注文から通常3稼動日程度で発送いたします。
ご注文が集中したり、年末年始等の場合は納期がかかる場合がありますので事前にお問合せください。
本注文書に記載された個人情報については、二輪車リサイクルパンフレット送付に関する業務のみに使用し、
本目的以外には使用いたしません。

注文のご担当者(発信人)

廃棄二輪車取扱店名	廃二店名
電話番号	
FAX番号	
担当者名	

二輪車リサイクル参加事業者一覧			
最新の参加事業者の お問合せ先等は、 JARCホームページ をご参照ください。 2023年11月現在			
事業者 コード	参加事業者	引取ブランド	お問合せ先
100	本田技研工業(株)	ホンダ国内販売車両 	0120-086-819 (お客様相談センター) https://www.honda.co.jp/motor-recycle/
110	ヤマハ発動機(株)	ヤマハ国内販売車両 	0120-090-819 (カスタマーコミュニケーションセンター) https://www.yamaha-motor.co.jp/mc/recycle/
120	スズキ(株)	スズキ国内販売車両 	0120-402-253 (お客様相談室) http://www1.suzuki.co.jp/motor/recycle/
130	カワサキモータース(株)	カワサキ国内販売車両 bimota noslisu e	0120-400-819 (お客様相談室) https://www.kawasaki-cp.khi.co.jp/environment/recyc01.html
210	ドゥカティジャパン(株)	Ducati	0120-030-292 (お客様相談窓口) https://www.ducati.com/jp/ja/home
220	ビー・エム・ダブリュー(株)	BMW- Motorrad	0120-269-437 (BMWカスタマー・インタラクション・センター) https://www.bmw-motorrad.jp/ja/home.html
270	ハーレー・ダビッドソンジャパン(株)	Harley-Davidson	0800-080-8080 (お客様相談窓口) https://www.harley-davidson.com/jp/ja/index.html

- ・各参加事業者が、各々、正規販売している車両に限ります。
- ・輸入車については、当該事業者が指定するブランドに限ります。
- ・並行輸入車両等の参加事業者以外が販売した車両、及び、脱退した事業者が販売した車両ブランドについては、二輪車リサイクルシステムではお引き受けできません。
- ・参加事業者情報は変更となる場合があります。